

# 総括報告書作成・報告・提出・公表

研究責任医師（多施設の場合は研究代表医師）は、全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了した日から **1年以内** に総括報告書および総括報告書の概要を作成しなければならない。また東京大学臨床研究審査委員会への報告後、**1ヵ月以内** に規定による公表をしなければならない、と定められています。

手順は以下のとおりです。

1. 総括報告書、総括報告書の概要を作成  
↓
2. 総括報告書、総括報告書の概要を東京大学臨床研究審査委員会へ提出  
↓
3. 東京大学臨床研究審査委員会からの結果通知を受領  
↓
4. 総括報告書、総括報告書の概要を病院長へ提出  
↓
5. 病院長への提出後速やかに、総括報告書の概要を厚生労働大臣へ報告  
↓
6. 総括報告書の概要を、jRCT にて公表  
★結果通知の日付から1ヵ月以内に行うこと  
公表された日が、臨床研究が終了した日になります

---

<多施設共同研究の場合、主任施設の研究代表医師が分担医師の研究責任医師へ情報提供>

7. 公表の内容を研究責任医師へ情報提供  
(多施設共同研究の場合、主任施設の研究代表医師が分担医師の研究責任医師へ情報提供)  
↓
8. 研究代表医師より提供された情報を、実施医療機関の管理者へ報告  
(分担施設の場合)

詳細については臨床研究施設事務局へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

臨床研究施設事務局

TEL : 03-5800-8743 内線 : 34290

e-mail : [CReSjimu-tokyo@umin.ac.jp](mailto:CReSjimu-tokyo@umin.ac.jp)